

県南広域振興局長告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年6月16日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一関北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市中央町二丁目37番13地先から宮前町2番11地先まで	新	m 16.0～16.0	m 47.6
	旧	10.0～9.9	47.6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- (2) 期間 平成29年6月16日から同年7月18日まで